

第一百六十六回通常国会

最低賃金法の一部を改正する法律案関係資料

厚生労働省

目 次

法律案提案理由說明

法律案要綱

法律案

法律案新旧对照条文

法律案参照条文

一 二 三 四 五

最低賃金法の一部を改正する法律案提案理由説明

最低賃金法の一部を改正する法律案提案理由説明

ただいま議題となりました最低賃金法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

就業形態の多様化等が進展する中で、最低賃金制度については、賃金の低廉な労働者の労働条件の下支えとして、十全に機能するよう整備することが重要な課題となつております。

このため、最低賃金制度について、社会経済情勢の変化に対応し、必要な見直しを行うこととし、この法律案を提出した次第であります。

次に、この法律案の内容につきまして、概要を御説明申し上げます。

第一に、地域別最低賃金に関する見直しであります。

地域別最低賃金は、すべての労働者について賃金の最低限を保障する安全網としての役割を果たすべきものであるため、あまねく全国各地域について決定されなければならないこととしております。

また、地域別最低賃金は、地域における労働者の生計費及び賃金並びに通常の事業の賃金支払能力を考慮して定められなければならないものとし、労働者の生計費を考慮するに当たっては、生活保護に係る施策と

の整合性に配慮するものとすることとしております。

さらに、地域別最低賃金の実効性を確保する観点から、その不払に係る罰金額の上限を五十万円に引き上げることとしております。

第一に、産業別最低賃金に関する見直しであります。

産業別最低賃金は、企業内における賃金水準を設定する際の労使の取組みを補完し、公正な賃金決定にも資する面があることを評価しつつ、すべての労働者の賃金の最低限を保障する安全網とは別の役割を果たすものとして、関係労使の申出を契機として決定されるものとし、最低賃金法の罰則は適用しないこととしております。

なお、この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとしております。

以上が、この法律案の提案理由及びその内容の概要であります。

何とぞ、御審議の上、速やかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

最低賃金法の一部を改正する法律案要綱

最低賃金法の一部を改正する法律案要綱

第一 最低賃金に係る総則

一 最低賃金額

最低賃金額は、時間によつて定めるものとすること。（第三条関係）

一 最低賃金の減額の特例

使用者が厚生労働省令で定めるところにより都道府県労働局長の許可を受けたときは、次に掲げる労働者については、当該最低賃金において定める最低賃金額から当該最低賃金額に労働能力その他の事情を考慮して厚生労働省令で定める率を乗じて得た額を減額した額を当該労働者に適用される最低賃金額とするものとすること。（第七条関係）

(一) 精神又は身体の障害により著しく労働能力の低い者

(二) 試の使用期間中の者

(三) 職業能力開発促進法第二十四条第一項の認定を受けて行われる職業訓練のうち職業に必要な基礎的な技能及びこれに関する知識を習得させることを内容とするものを受けける者であつて厚生労働省令で

定めるもの

(四) 軽易な業務に従事する者その他の厚生労働省令で定める者

第二 地域別最低賃金

一 地域別最低賃金の原則

(一) 地域別最低賃金は、あまねく全国各地域について決定されなければならないものとすること。 (第九条第一項関係)

(二) 地域別最低賃金は、地域における労働者の生計費及び賃金並びに通常の事業の賃金支払能力を考慮して定められなければならないものとすること。 (第九条第二項関係)

(三) (二)の労働者の生計費を考慮するに当たっては、生活保護に係る施策との整合性に配慮するものとすること。 (第九条第三項関係)

二 地域別最低賃金の決定

厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、一定の地域ごとに、中央最低賃金審議会又は地方最低賃金審議会（以下「最低賃金審議会」という。）の調査審議を求め、その意見を聴いて、地域別最低賃金の決

定をしなければならないものとすること。 (第十条第一項関係)

三 地域別最低賃金の改正等

厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、地域別最低賃金について、必要があると認めるときは、その決定の例により、その改正又は廃止の決定をしなければならないものとすること。 (第十二条関係)

四 派遣中の労働者の地域別最低賃金

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律に規定する派遣中の労働者（第三の二において「派遣中の労働者」という。）については、その派遣先の事業の事業場の所在地を含む地域について決定された地域別最低賃金において定める最低賃金額を当該派遣中の労働者に適用される最低賃金額とするものとすること。 (第十三条関係)

第三 特定最低賃金

一 特定最低賃金の決定等

(一) 労働者又は使用者の全部又は一部を代表する者は、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣又は都道府県労働局長に対し、当該労働者若しくは使用者に適用される一定の事業若しくは職業

に係る最低賃金（以下「特定最低賃金」という。）の決定又は当該労働者若しくは使用者に現に適用されている特定最低賃金の改正若しくは廃止の決定をするよう申し出ることができるものとすること。

（第十五条第一項関係）

(二) 厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、(一)の申出があつた場合において必要があると認めるときは、最低賃金審議会の調査審議を求め、その意見を聴いて、当該申出に係る特定最低賃金の決定又は当該申出に係る特定最低賃金の改正若しくは廃止の決定をすることができるものとすること。（第十五条第二項関係）

二 派遣中の労働者の特定最低賃金

派遣中の労働者については、その派遣先の事業と同種の事業又はその派遣先の事業の事業場で使用される同種の労働者の職業について特定最低賃金が適用されている場合にあつては、当該特定最低賃金において定める最低賃金額を当該派遣中の労働者に適用される最低賃金額とするものとすること。（第十

八条関係）

第四 労働協約に基づく地域的最低賃金の廃止

最低賃金の決定方式について、労働協約に基づく地域的最低賃金を廃止するものとすること。（現行

第十一條から第十三條まで、第十五条及び第十八条関係）

第五 その他

一 最低賃金審議会の委員の任期

最低賃金審議会の委員の任期を二年とするものとすること。（第二十三条第二項関係）

二 監督機関に対する申告

(一) 労働者は、事業場に最低賃金法又はこれに基づく命令の規定に違反する事実があるときは、その事実を監督機関に申告して、是正のため適当な措置をとるように求めることができるものとすること。

(第三十四条第一項関係)

(二) 使用者は、(一)の申告をしたことを理由として、労働者に対し、解雇その他不利益な取扱いをしてはならないものとすること。（第三十四条第二項関係）

三 船員に関する特例

船員に関する特例について所要の整備を行うものとすること。（第三十五条から第三十七条まで関係）

四 賞罰則

(一) 労働者に対し、地域別最低賃金において定める最低賃金額を支払わなかつた使用者は、五十万円以下の罰金に処するものとすること。（第四十条関係）

(二) 特定最低賃金については、最低賃金法の罰則の適用はないものとすること。

(三) その他罰則について所要の整備を行うものとすること。

五 その他

その他所要の整備を行うものとすること。

第六 附則

一 施行期日

この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとすること。（附則第一条関係）

二 経過措置等

(一) この法律の施行の際現に効力を有する労働協約に基づく地域的最低賃金は、この法律の施行後二年

間は、なおその効力を有するものとすること。 (附則第三条関係)

(二) この法律の施行の際現に効力を有する一定の事業又は職業について決定された最低賃金は、第三の一による特定最低賃金とみなすものとすること。 (附則第五条第一項関係)

(三) (一)及び(二)のほか、この法律の施行に関し必要な経過措置を定めるものとすること。

(四) 関係法律について所要の改正を行うものとすること。

最低賃金法の一部を改正する法律案

最
低
賃
金
法
の
一
部
を
改
正
す
る
法
律
案

最低賃金法の一部を改正する法律

最低賃金法（昭和三十四年法律第百三十七号）の一部を次のように改正する。

目次を次のように改める。

目次

第一章 総則（第一条・第二条）

第二章 最低賃金

第一節 総則（第三条—第八条）

第二節 地域別最低賃金（第九条—第十四条）

第三節 特定最低賃金（第十五条—第十九条）

第三章 最低賃金審議会（第二十条—第二十六条）

第四章 雜則（第二十七条—第二十八条）

第五章 罰則（第三十九条—第四十二条）

附則

第一条中「、事業若しくは職業の種類又は地域に応じ」を削る。

第三条を削る。

第四条第一項中「、日、週又は月」を削り、同条第二項を削り、第一章中同条を第三条とし、同条の前に次の節名を付する。

第一節 総則

第五条を第四条とし、第六条を第五条とする。

第七条中「第五条」を「第四条」に改め、同条に次の二項を加える。

2 前項の場合においても、第九条第一項に規定する地域別最低賃金において定める最低賃金額については、
、第四条第一項及び第四十条の規定の適用があるものとする。

第七条を第六条とする。

第八条の見出し中「適用除外」を「減額の特例」に改め、同条中「次に」を「使用者が厚生労働省令で定めることにより都道府県労働局長の許可を受けたときは、次に」に、「別段の定めがある場合を除き、厚生労働省令で定めることにより、使用者が都道府県労働局長の許可を受けたときは、第五条の規定は、適

用しない」を「おいて定める最低賃金額から当該最低賃金額に労働能力その他の事情を考慮して厚生労働省令で定める率を乗じて得た額を減額した額により第四条の規定を適用する」に改め、同条第四号中「所定労働時間の特に短い者、」を削り、同条を第七条とし、同条の次に次の二条及び節名を加える。

(周知義務)

第八条 最低賃金の適用を受ける使用者は、厚生労働省令で定めるところにより、当該最低賃金の概要を、常時作業場の見やすい場所に掲示し、又はその他の方で、労働者に周知させるための措置をとらなければならない。

第二節 地域別最低賃金

第九条及び第十条を次のように改める。

(地域別最低賃金の原則)

第九条 賃金の低廉な労働者について、賃金の最低額を保障するため、地域別最低賃金（一定の地域ごとの最低賃金をいう。以下同じ。）は、あまねく全国各地域について決定されなければならない。

2 地域別最低賃金は、地域における労働者の生計費及び賃金並びに通常の事業の賃金支払能力を考慮して

定められなければならない。

3 前項の労働者の生計費を考慮するに当たつては、生活保護に係る施策との整合性に配慮するものとする。

(地域別最低賃金の決定)

第十条 厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、一定の地域ごとに、中央最低賃金審議会又は地方最低賃金審議会（以下「最低賃金審議会」という。）の調査審議を求め、その意見を聴いて、地域別最低賃金の決定をしなければならない。

2 厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、前項の規定による最低賃金審議会の意見の提出があつた場合において、その意見により難いと認めるときは、理由を付して、最低賃金審議会に再審議を求めなければならぬ。

第十一條から第十六条までを削る。

第十六条の二第二項中「事業、職業若しくは」を削り、同条第三項及び第四項を次のように改める。

3 厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、前項の規定による申出があつたときは、その申出について、最低賃金審議会に意見を求めなければならぬ。

4 厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、第一項の規定による公示の日から十五日を経過するまでは、前条第一項の決定をすることができない。第二項の規定による申出があつた場合において、前項の規定による最低賃金審議会の意見が提出されるまでも、同様とする。

第十六条の二第五項を削り、同条を第十一条とする。

第十六条の三の見出しを「（地域別最低賃金の改正等）」に改め、同条中「第十六条第一項の規定による最低賃金について」を「地域別最低賃金について、地域における労働者の生計費及び賃金並びに通常の事業の賃金支払能力を考慮して」に、「することができる」を「しなければならない」に改め、同条を第十二条とし、同条の次に次の二条、節名並びに見出し及び二条を加える。

（派遣中の労働者の地域別最低賃金）

第十三条 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号）第四十四条第一項に規定する派遣中の労働者（第十八条において「派遣中の労働者」という。）については、その派遣先の事業（同項に規定する派遣先の事業をいう。第十八条において同じ。）の事業場の所在地を含む地域について決定された地域別最低賃金において定める最低賃金額により第

四条の規定を適用する。

(地域別最低賃金の公示及び発効)

第十四条 厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、地域別最低賃金に関する決定をしたときは、厚生労働省令で定めるところにより、決定した事項を公示しなければならない。

2 第十条第一項の規定による地域別最低賃金の決定及び第十二条の規定による地域別最低賃金の改正の決定は、前項の規定による公示の日から起算して三十日を経過した日（公示の日から起算して三十日を経過した日後の日であつて当該決定において別に定める日があるときは、その日）から、同条の規定による地域別最低賃金の廃止の決定は、同項の規定による公示の日（公示の日後の日であつて当該決定において別に定める日があるときは、その日）から、その効力を生ずる。

第三節 特定最低賃金

(特定最低賃金の決定等)

第十五条 労働者又は使用者の全部又は一部を代表する者は、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣又は都道府県労働局長に対し、当該労働者若しくは使用者に適用される一定の事業若しくは職業に

係る最低賃金（以下「特定最低賃金」という。）の決定又は当該労働者若しくは使用者に現に適用される特定最低賃金の改正若しくは廃止の決定をするよう申し出ることができる。

2 厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、前項の規定による申出があつた場合において必要があると認めるとときは、最低賃金審議会の調査審議を求め、その意見を聴いて、当該申出に係る特定最低賃金の決定又は当該申出に係る特定最低賃金の改正若しくは廃止の決定をすることができる。

3 第十条第二項及び第十二条の規定は、前項の規定による最低賃金審議会の意見の提出があつた場合について準用する。この場合において、同条第二項中「地域」とあるのは、「事業若しくは職業」と読み替えるものとする。

4 厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、第二項の決定をする場合において、前項において準用する第十一条第二項の規定による申出があつたときは、前項において準用する同条第三項の規定による最低賃金審議会の意見に基づき、当該特定最低賃金において、一定の範囲の事業について、その適用を一定の期間を限つて猶予し、又は最低賃金額について別段の定めをすることができる。

5 第十条第二項の規定は、前項の規定による最低賃金審議会の意見の提出があつた場合について準用する。

第十六条 前条第二項の規定により決定され、又は改正される特定最低賃金において定める最低賃金額は、当該特定最低賃金の適用を受ける使用者の事業場の所在地を含む地域について決定された地域別最低賃金において定める最低賃金額を上回るものでなければならない。

第十六条の四を削る。

第十七条から第十九条までを次のように改める。

第十七条 第十五条第一項及び第二項の規定にかかわらず、厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、同項の規定により決定され、又は改正された特定最低賃金が著しく不適当となつたと認めるときは、その決定の例により、その廃止の決定をすることができる。

(派遣中の労働者の特定最低賃金)

第十八条 派遣中の労働者については、その派遣先の事業と同種の事業又はその派遣先の事業の事業場で使用される同種の労働者の職業について特定最低賃金が適用されている場合にあつては、当該特定最低賃金において定める最低賃金額により第四条の規定を適用する。

(特定最低賃金の公示及び発効)

第十九条 厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、特定最低賃金に関する決定をしたときは、厚生労働省令で定めるところにより、決定した事項を公示しなければならない。

2 第十五条第二項の規定による特定最低賃金の決定及び特定最低賃金の改正の決定は、前項の規定による公示の日から起算して三十日を経過した日（公示の日から起算して三十日を経過した日後の日であつて当該決定において別に定める日があるときは、その日）から、同条第二項及び第十七条の規定による特定最低賃金の廃止の決定は、前項の規定による公示の日（公示の日後の日であつて当該決定において別に定める日があるときは、その日）から、その効力を生ずる。

第三章を削る。

第四章中第二十六条を第二十条とし、第二十七条を第二十一条とし、第二十八条を第二十二条とする。

第二十九条第二項中「一年」を「二年」に改め、同条を第二十三条とし、第三十条を第二十四条とする。

第三十一条第二項中「第十六条第一項の規定による」を削り、同条第四項中「第二十九条第一項」を「第二十三条第一項」に改め、同条第五項中「第十六条第一項の規定による」を削り、同条を第二十五条とし、第三十二条を第二十六条とする。

第四章を第三章とする。

第五章中第三十三条を第二十七条とし、第三十四条を第二十八条とし、第三十五条を第二十九条とする。

第三十六条第一項中「第十一条、第十三条、第十六条第一項及び第十六条の三」を「第十条第一項、第十二条、第十五条第二項及び第十七条」に改め、同条第二項中「第十六条第一項の規定による」を削り、「不適當となつた」を「不適當である」に改め、同条第三項を次のように改める。

3 厚生労働大臣は、前項の規定による命令をしようとするときは、あらかじめ中央最低賃金審議会の意見を聽かなければならぬ。

第三十六条に次の二項を加える。

4 第十条第二項の規定は、前項の規定による中央最低賃金審議会の意見の提出があつた場合について準用する。

第三十六条を第三十条とし、第三十七条を第三十一条とし、第三十八条を第三十二条とし、第三十九条を第三十三条とし、同条の次に次の二条並びに見出し及び二条を加える。

(監督機関に対する申告)

第三十四条 労働者は、事業場にこの法律又はこれに基づく命令の規定に違反する事実があるときは、その事実を都道府県労働局長、労働基準監督署長又は労働基準監督官に申告して是正のため適当な措置をとるよう求めることができる。

2 使用者は、前項の申告をしたことを理由として、労働者に対し、解雇その他不利益な取扱いをしてはならない。

(船員に関する特例)

第三十五条 第六条第二項、第二章第二節、第十六条及び第十七条の規定は、船員法（昭和二十二年法律第一百号）の適用を受ける船員（以下「船員」という。）に関しては、適用しない。

2 船員に関しては、この法律に規定する厚生労働大臣、都道府県労働局長若しくは労働基準監督署長又は労働基準監督官の権限に属する事項は、国土交通大臣、地方運輸局長（運輸監理部長を含む。）又は船員労務官が行うものとし、この法律中「厚生労働省令」とあるのは「国土交通省令」と、第三条中「時間」とあるのは「時間、日、週又は月」と、第七条第四号中「軽易な」とあるのは「所定労働時間の特に短い者、軽易な」と、第十九条第二項中「第十五条第二項」とあるのは「第十五条第二項並びに第三十五条第

三項及び第七項」と、「同条第二項及び第十七条」とあるのは「第十五条第二項及び第三十五条第七項」と、第二十条第一項中「第十条第一項、第十二条、第十五条第二項及び第十七条」とあるのは「第十五条第二項並びに第三十五条第三項及び第七項」と、「都道府県労働局の管轄区域」とあるのは「地方運輸局又は運輸監理部の管轄区域（政令で定める地方運輸局にあつては、運輸監理部の管轄区域を除く。）」と読み替えるものとする。

3 国土交通大臣又は地方運輸局長（運輸監理部長を含む。）は、賃金の低廉な船員の労働条件の改善を図るため、船員の生計費、類似の船員の賃金及び通常の事業の賃金支払能力を考慮して必要があると認めるときは、船員中央労働委員会又は船員地方労働委員会（以下「船員労働委員会」という。）の調査審議を求め、その意見を聴いて、船員に適用される特定最低賃金の決定をすることができる。

4 第十条第二項及び第十二条の規定は、前項の規定による船員労働委員会の意見の提出があつた場合について準用する。この場合において、同条第二項中「地域」とあるのは、「事業若しくは職業」と読み替えるものとする。

5 国土交通大臣又は地方運輸局長（運輸監理部長を含む。）は、第三項の決定をする場合において、前項

において準用する第十一條第二項の規定による申出があつたときは、前項において準用する同条第三項の規定による船員労働委員会の意見に基づき、当該特定最低賃金において、一定の範囲の事業について、その適用を一定の期間を限つて猶予し、又は最低賃金額について別段の定めをすることができる。

6 第十條第二項の規定は、前項の規定による船員労働委員会の意見の提出があつた場合について準用する。

7 国土交通大臣又は地方運輸局長（運輸監理部長を含む。）は、第十五条第二項又はこの条第三項の規定により決定された船員に適用される特定最低賃金について、船員の生計費、類似の船員の賃金及び通常の事業の賃金支払能力を考慮して必要があると認めるときは、その決定の例により、その改正又は廃止の決定をすることができる。

8 船員職業安定法（昭和二十三年法律第二百三十号）第八十九条第一項に規定する乗組み派遣船員については、その船員派遣の役務の提供を受ける者の事業又はその船員派遣の役務の提供を受ける者に使用される同種の船員の職業について特定最低賃金が適用されている場合にあつては、当該特定最低賃金において定める最低賃金額により第四条の規定を適用する。

第四十条の前の見出し及び同条を削る。

第四十一条中「船員中央労働委員会又は船員地方労働委員会（以下「船員労働委員会」という。）」を「船員労働委員会」に改め、同条を第三十六条とする。

第四十二条第二項中「第十六条第一項の規定による」を削り、同条第四項中「第三十一条第三項」を「第二十五条第三項」に改め、同条第五項中「第三十一条第五項」を「第二十五条第五項」に改め、同条を第三十七条とし、第四十三条を第三十八条とする。

第五章を第四章とする。

第四十四条中「第五条第一項」を「第四条第一項」に改め、「違反した者」の下に「（地域別最低賃金及び船員に適用される特定最低賃金に係るものに限る。）」を加え、「一万円」を「五十万円」に改め、第六章中同条を第四十条とし、同条の前に次の一条を加える。

第三十九条 第三十四条第二項の規定に違反した者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

第四十五条中「五千円」を「三十万円」に改め、同条第一号中「第十九条」を「第八条」に改め、「違反した者」の下に「（地域別最低賃金及び船員に適用される特定最低賃金に係るものに限る。）」を加え、同条第二号中「第三十五条」を「第二十九条」に改め、同条第三号中「第三十八条第一項」を「第三十二条第

一項」に改め、「による」の下に「立入り若しくは」を、「対して」の下に「陳述をせず、若しくは」を加え、同条を第四十一条とする。

第四十六条中「前二条の違反行為をした者が、法人又は人のために行為した法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者であるときは」を「法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関する、前三条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか」に、「刑」を「罰金刑」に改め、同条を第四十二条とする。

第六章を第五章とする。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(最低賃金の適用除外に関する経過措置)

第二条 この法律の施行の際現にこの法律による改正前の最低賃金法（以下「旧法」という。）第八条又は

旧法第四十条の規定により読み替えられた旧法第八条の規定により使用者が都道府県労働局長又は地方運

輸局長（運輸監理部長を含む。）の許可を受けている労働者については、この法律の施行の日から一年間は、この法律による改正後の最低賃金法（以下「新法」という。）第四条の規定は、適用しない。ただし、当該労働者について、当該期間内に新法第七条又は新法第三十五条第二項の規定により読み替えられた新法第七条の規定による都道府県労働局長又は地方運輸局長（運輸監理部長を含む。）の許可があつたときは、この限りでない。

（旧法の規定により決定された最低賃金に関する経過措置）

第三条 この法律の施行の際現に効力を有する旧法第十一條の規定により決定された最低賃金（旧法第十三条の規定により改正されたものを含む。）については、この法律の施行後二年間は、旧法第五条の規定は、なおその効力を有する。

第四条 この法律の施行の際現に効力を有する旧法第十六条第一項の規定により一定の地域について決定された最低賃金（旧法第十六条の三の規定により改正されたものを含む。）は、新法第十条第一項の規定により決定された最低賃金とみなす。

第五条 この法律の施行の際現に効力を有する旧法第十六条第一項の規定により一定の事業又は職業につい

て決定された最低賃金（旧法第十六条の三の規定により改正されたものを含み、次条に規定するものを除く。）は、新法第十五条第一項の規定により決定された最低賃金とみなす。

2 前項の規定により新法第十五条第二項の規定により決定された最低賃金とみなされた最低賃金については、この法律の施行の日以後最初に同項の規定による当該最低賃金の改正又は廃止の決定が効力を生ずるまでの間は、新法第三条の規定は、適用しない。

第六条 この法律の施行の際現に効力を有する船員（船員法（昭和二十二年法律第二百号）の適用を受ける船員をいう。）に適用される最低賃金であつて、旧法第十六条第一項の規定により決定されたもの（旧法第十六条の三の規定により改正されたものを含む。）は、新法第三十五条第三項の規定により決定された最低賃金とみなす。

（委員の任期に関する経過措置）

第七条 この法律の施行の日の前において中央最低賃金審議会又は地方最低賃金審議会の委員である者の任期については、なお従前の例による。

（罰則に関する経過措置）

第八条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第九条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

(検討)

第十条 政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律の規定による改正後の規定の施行の状況等を勘案し、新法の規定に基づく規制の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(労働組合法の一部改正)

第十一條 労働組合法（昭和二十四年法律第二百七十四号）の一部を次のように改正する。

第十八条第四項及び第十九条の十三第一項後段を削る。

(厚生労働省設置法の一部改正)

第十二条 厚生労働省設置法（平成十一年法律第九十七号）の一部を次のように改正する。

第十二条中「及び労働組合法（昭和二十四年法律第百七十四号）」を削る。

第三十一条中「労働組合法」の下に「（昭和二十四年法律第百七十四号）」を加える。

理 由

就業形態の多様化の進展等の社会経済情勢の変化の中で、最低賃金制度が十全に機能するようにするため、国内の各地域ごとにすべての労働者に適用される最低賃金を決定しなければならないこととともに、その考慮要素について見直しを行うほか、罰則の整備等の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

最低賃金法の一部を改正する法律案新旧対照条文

最低賃金法の一部を改正する法律案 新旧対照条文 目次

一 最低賃金法（昭和三十四年法律第二百三十七号）	23	21	1
二 労働組合法（昭和二十四年法律第二百七十四号）			
三 厚生労働省設置法（平成十一年法律第九十七号）			

最低賃金法の一部を改正する法律案新旧対照条文

一 最低賃金法（昭和三十四年法律第百三十七号）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案

現 行

目次

第一章 総則（第一条・第二条）

第二章 最低賃金

第一節 総則（第三条・第八条）

第二節 地域別最低賃金（第九条—第十四条）

第三節 特定最低賃金（第十五条—第十九条）

第三章 最低賃金審議会（第二十条—第二十六条）

第四章 雜則（第二十七条—第三十八条）

第五章 罰則（第二十九条—第四十二条）

附則

目次

第一章 総則（第一条・第二条）

第二章 最低賃金（第三条—第十九条）

第三章 削除

第四章 最低賃金審議会（第二十六条—第三十二条）

第五章 雜則（第三十三条—第四十三条）

第六章 罰則（第四十四条—第四十六条）

附則

（目的）

第一条 この法律は、賃金の低廉な労働者について、賃金の最低額を保障することにより、労働条件の改善を図り、もつて労働者の生活の安定、労働力の質的向上及び事業の公正な競争の確保に資するとともに、国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

（目的）

第一条 この法律は、賃金の低廉な労働者について、事業若しくは職業の種類又は地域に応じ、賃金の最低額を保障することにより、労働条件の改善を図り、もつて、労働者の生活の安定、労働力の質的向上及び事業の公正な競争の確保に資するとともに、国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

第二章 最低賃金

第二章 最低賃金

第一節 総則

(最低賃金の原則)

第三条 最低賃金は、労働者の生計費、類似の労働者の賃金及び通常の事業の賃金支払能力を考慮して定められなければならない。

(最低賃金額)

第三条 最低賃金額（最低賃金において定める賃金の額をいう。以下同じ。）は、時間によつて定めるものとする。

(最低賃金額)

第四条 最低賃金額（最低賃金において定める賃金の額をいう。以下同じ。）は、時間、日、週又は月によつて定めるものとする。

21 賃金が通常出来高払制その他の請負制で定められている場合であつて、前項の規定によることが不適當であると認められるときは、同項の規定にかかわらず、厚生労働省令で定めるところにより最低賃金額を定めることができる。

(最低賃金の効力)

第四条 （略）
2～4 （略）

(最低賃金の効力)

第五条 （略）
2～4 （略）

(現物給与等の評価)

第五条 （略）

(最低賃金の競合)

第六条 労働者が二以上の最低賃金の適用を受ける場合は、二

(最低賃金の競合)

第七条 労働者が二以上の最低賃金の適用を受ける場合は、二

れらにおいて定める最低賃金額のうち最高のものにより第四条の規定を適用する。

2 前項の場合においても、第九条第一項に規定する地域別最低賃金において定める最低賃金額については、第四条第一項及び第四十条の規定の適用があるものとする。

(最低賃金の減額の特例)

第七条 使用者が厚生労働省令で定めるところにより都道府県労働局長の許可を受けたときは、次に掲げる労働者については、当該最低賃金において定める最低賃金額から当該最低賃金額に労働能力その他の事情を考慮して厚生労働省令で定める率を乗じて得た額を減額した額により第四条の規定を適用する。

- 一 精神又は身体の障害により著しく労働能力の低い者
- 二 試の使用期間中の者
- 三 職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）第二十四条第一項の認定を受けて行われる職業訓練のうち職業に必要な基礎的な技能及びこれに関する知識を習得させることを内容とするものを受ける者であつて厚生労働省令で定めるもの
- 四 軽易な業務に従事する者その他の厚生労働省令で定める者

(周知義務)

第八条 最低賃金の適用を受ける使用者は、厚生労働省令で定

(最低賃金の適用除外)

第八条 次に掲げる労働者については、当該最低賃金に別段の定めがある場合を除き、厚生労働省令で定めるところにより使用者が都道府県労働局長の許可を受けたときは、第五条の規定は、適用しない。

- 一 精神又は身体の障害により著しく労働能力の低い者
- 二 試の使用期間中の者
- 三 職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）第二十四条第一項の認定を受けて行われる職業訓練のうち職業に必要な基礎的な技能及びこれに関する知識を習得させることを内容とするものを受ける者であつて厚生労働省令で定めるもの
- 四 所定労働時間の特に短い者、軽易な業務に従事する者その他の厚生労働省令で定める者

れらにおいて定める最低賃金額のうち最高のものにより第五条の規定を適用する。

めるところにより、当該最低賃金の概要を、常時作業場の見やすい場所に掲示し、又はその他の方で、労働者に周知させるための措置をとらなければならない。

第二節 地域別最低賃金

(地域別最低賃金の原則)

第九条 賃金の低廉な労働者について、賃金の最低額を保障するため、地域別最低賃金（一定の地域ごとの最低賃金をいう。以下同じ。）は、あまねく全国各地域について決定されなければならない。

2 地域別最低賃金は、地域における労働者の生計費及び賃金並びに通常の事業の賃金支払能力を考慮して定められなければならない。
3 前項の労働者の生計費を考慮するに当たつては、生活保護に係る施策との整合性に配慮するものとする。

(地域別最低賃金の決定)

第十一条 厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、一定の地域ごとに、中央最低賃金審議会又は地方最低賃金審議会（以下「最低賃金審議会」という。）の調査審議を求め、その意見を聴いて、地域別最低賃金の決定をしなければならない。
2 厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、前項の規定による最低賃金審議会の意見の提出があつた場合において、その意見により難いと認めるときは、理由を付して、最低賃金審議

第九条及び第十条
削除

削除

会に再審議を求めなければならない。

(労働協約に基づく地域的最低賃金)

第十一條 厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、一定の地域内の事業場で使用される同種の労働者及びこれを使用する使用者の大部分が賃金の最低額に関する定めを含む一の労働協約の適用を受ける場合又は賃金の最低額について実質的に内容を同じくする定めを含む二以上の労働協約のいずれかの適用を受ける場合において、当該労働協約の当事者である労働組合又は使用者（使用者の団体を含む。）の全部の合意による申請があつたときは、これらの賃金の最低額に関する定めに基づき、その一定の地域内の事業場で使用される同種の労働者及びこれを使用する使用者の全部に適用する最低賃金の決定をすることができる。

(最低賃金の決定の申請に関する異議の申出)

第十二条 厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、前条の申請があつたときは、厚生労働省令で定めるところにより、その申請の要旨を公示しなければならない。

2 | 前条に規定する同種の労働者又はこれを使用する使用者で申請に係る労働協約の適用を受けていないものは、前項の規定による公示があつた日から三十日以内に、厚生労働大臣又は都道府県労働局長に、異議を申し出ることができる。

3 | 厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、前項の規定による申出があつたときは、その申出について、中央最低賃金審議

会又は地方最低賃金審議会（以下「最低賃金審議会」という。）に意見を求めなければならない。

4 | 厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、第一項の規定による公示の日から三十日を経過するまでは、前条の決定をすることができない。第二項の規定による申出があつた場合において、前項の規定による最低賃金審議会の意見が提出されるまでも、同様とする。

5 | 厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、前条の決定をする場合において、第二項の規定による申出があつたときは、第三項の規定による最低賃金審議会の意見に基づき、当該最低賃金において、一定の範囲の事業について、その適用を一定の期間を限つて猶予し、又は最低賃金額について別段の定めをすることができる。

（労働協約に基づく地域的最低賃金の改正等）

第十三条 厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、第十一条の規定による最低賃金について、その決定の例により、改正又は廃止の決定をすることができる。

第十四条 削除

（最低賃金審議会の意見の聴取）

第十五条 厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、第十一条又は第十三条の決定に当たつては、あらかじめ最低賃金審議会の意見を聴かなければならない。

2 厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、第十二条第五項又は前項の規定による最低賃金審議会の意見の提出があつた場合において、その意見により難いと認めるときは、理由を付して、最低賃金審議会に再審議を求めなければならない。

(最低賃金審議会の調査審議に基づく最低賃金)

第十六条 厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、一定の事業、職業又は地域について、賃金の低廉な労働者の労働条件の改善を図るために必要があると認めるときは、最低賃金審議会の調査審議を求め、その意見を聴いて、最低賃金の決定をすることができる。

2 前条第二項の規定は、前項の決定について準用する。

(最低賃金審議会の意見に関する異議の申出)

第十一條 (略)

2 前条第一項の規定による最低賃金審議会の意見に係る地域の労働者又はこれを使用する使用者は、前項の規定による公示があつた日から十五日以内に、厚生労働大臣又は都道府県労働局長に、異議を申し出ることができる。

第十六条の二 (略)

2 前条第一項の規定による最低賃金審議会の意見に係る事業、職業若しくは地域の労働者又はこれを使用する使用者は、前項の規定による公示があつた日から十五日以内に、厚生労働大臣又は都道府県労働局長に、異議を申し出ることができる。

3 第十二条第二項の規定は、前項の規定による申出があつた場合について準用する。

4 厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、第一項の規定による公示の日から十五日を経過するまでは、前条第一項の決定

申出があつたときは、その申出について、最低賃金審議会に意見を求めるなければならない。

4 厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、第一項の規定による公示の日から十五日を経過するまでは、前条第一項の決定

をすることができない。第二項の規定による申出があつた場合において、前項の規定による最低賃金審議会の意見が提出されるまでも、同様とする。

「十日」とあるのは、「十五日」と読み替えるものとする。

(地域別最低賃金の公示及び発効)

第五条第二項の規定は、前項において準用する第十二条第五項の規定による最低賃金審議会の意見の提出があつた場合について準用する。

(地域別最低賃金の改正等)

第十二条 厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、地域別最低賃金について、地域における労働者の生計費及び賃金並びに通常の事業の賃金支払能力を考慮して必要があると認めるときは、その決定の例により、その改正又は廃止の決定をしなければならない。

(派遣中の労働者の地域別最低賃金)

第五条第二項の規定は、前項において準用する第十二条第五項の規定による最低賃金審議会の意見の提出があつた場合について準用する。

(最低賃金審議会の調査審議に基づく最低賃金の改正等)

第十三条 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号）第四十四条第一項に規定する派遣中の労働者（第十八条において「派遣中の労働者」という。）については、その派遣先の事業（同項に規定する派遣先の事業をいう。第十八条において同じ。）の事業場の所在地を含む地域について決定された地域別最低賃金において定める最低賃金額により第四条の規定を適用する。

(地域別最低賃金の公示及び発効)

第十四条 厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、地域別最低賃金に関する決定をしたときは、厚生労働省令で定めるところにより、決定した事項を公示しなければならない。

2 第十条第一項の規定による地域別最低賃金の決定及び第二条の規定による地域別最低賃金の改正の決定は、前項の規定による公示の日から起算して三十日を経過した日（公示の日から起算して三十日を経過した日後の人であつて当該決定において別に定める日があるときは、その日）から、同条の規定による地域別最低賃金の廃止の決定は、同項の規定による公示の日（公示の日後の人であつて当該決定において別に定める日があるときは、その日）から、その効力を生ずる。

第三節 特定最低賃金

（特定最低賃金の決定等）

第十五条 労働者又は使用者の全部又は一部を代表する者は、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣又は都道府県労働局長に対し、当該労働者若しくは使用者に適用される一定の事業若しくは職業に係る最低賃金（以下「特定最低賃金」という。）の決定又は当該労働者若しくは使用者に現に適用されている特定最低賃金の改正若しくは廃止の決定をするよう申し出ることができる。

2 厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、前項の規定による申出があつた場合において必要があると認めるときは、最低賃金審議会の調査審議を求め、その意見を聴いて、当該申出

に係る特定最低賃金の決定又は当該申出に係る特定最低賃金の改正若しくは廃止の決定をすることができる。

3 第十条第二項及び第十一条の規定は、前項の規定による最

低賃金審議会の意見の提出があつた場合について準用する。

この場合において、同条第二項中「地域」とあるのは、「事

業若しくは職業」と読み替えるものとする。

4 厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、第二項の決定をす

る場合において、前項において準用する第十一条第二項の規

定による申出があつたときは、前項において準用する同条第

三項の規定による最低賃金審議会の意見に基づき、当該特定

最低賃金において、一定の範囲の事業について、その適用を

一定の期間を限つて猶予し、又は最低賃金額について別段の

定めをすることができる。

5 第十条第二項の規定は、前項の規定による最低賃金審議会の意見の提出があつた場合について準用する。

第十六条 前条第二項の規定により決定され、又は改正される特定最低賃金において定める最低賃金額は、当該特定最低賃金の適用を受ける使用者の事業場の所在地を含む地域について決定された地域別最低賃金において定める最低賃金額を上回るものでなければならない。

(最低賃金の決定等に関する関係労働者又は関係使用者の申
出)

第十六条の四 労働者又は使用者の全部又は一部を代表する者

は、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣又は都道府県労働局長に対し、当該労働者若しくは使用者に適用される第十六条第一項の規定による最低賃金の決定又は当該労働者若しくは使用者に現に適用されている同項の規定による最低賃金の改正若しくは廃止の決定をするよう申し出ることができる。

2 厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、前項の規定による申出があつた場合において必要があると認めるときは、その申出について最低賃金審議会に意見を求めるものとする。

(公示及び発効)

第十七条 厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、最低賃金に関する決定をしたときは、厚生労働省令で定めるところにより、決定した事項を公示しなければならない。

第十七条 第十五条第一項及び第二項の規定にかかわらず、厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、同項の規定により決定され、又は改正された特定最低賃金が著しく不適当となつたと認めるとときは、その決定の例により、その廃止の決定をすることができる。

2 第十一条及び第十六条第一項の決定並びに第十三条及び第十六条の三による最低賃金の改正の決定は、前項の規定による公示の日から起算して三十日を経過した日（公示の日から起算して三十日を経過した日後であつて当該決定において別に定める日があるときは、その日）から、最低賃金の廃止の決定は、同項の規定による公示の日（公示の日後の方であつて当該決定において別に定める日があるときは、その日）から、その効力を生ずる。

(派遣中の労働者の特定最低賃金)

第十八条 派遣中の労働者については、その派遣先の事業と同種の事業又はその派遣先の事業の事業場で使用される同種の労働者の職業について特定最低賃金が適用されている場合にあつては、当該特定最低賃金において定める最低賃金額により第四条の規定を適用する。

(特定最低賃金の公示及び発効)

第十九条 厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、特定最低賃金に関する決定をしたときは、厚生労働省令で定めるところにより、決定した事項を公示しなければならない。

2 第十五条第二項の規定による特定最低賃金の決定及び特定最低賃金の改正の決定は、前項の規定による公示の日から起算して三十日を経過した日（公示の日から起算して三十日を経過した日後の人であつて当該決定において別に定める日があるときは、その日）から、同条第二項及び第十七条の規定による特定最低賃金の廃止の決定は、前項の規定による公示の日（公示の日後の人であつて当該決定において別に定める日があるときは、その日）から、その効力を生ずる。

(最低賃金の効力の存続)

第十八条 第十一条の規定による最低賃金の基礎となつた労働協約の変更又は消滅は、当該最低賃金の効力に影響を及ぼすものではない。

(周知義務)

第十九条 最低賃金の適用を受ける使用者は、厚生労働省令で定めるところにより、当該最低賃金の概要を、常時作業場の見易い場所に掲示し、又はその他の方法で、労働者に周知させるための措置をとらなければならない。

第二章 削除

第二十条から第二十五条まで 削除

第三章 最低賃金審議会

第四章 最低賃金審議会

			(設置)
			(第二十六条) (略)
		(権限)	(第二十七条) (略)
		(組織)	(第二十八条) (略)
3	(略)	(委員)	(第二十九条) (略)
		2 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。	2 委員の任期は、一年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
		3・4 (略)	3・4 (略)
		(会長)	(会長)
		(第二十四条) (略)	(第二十条) (略)
	2~4 (略)	2~4 (略)	2~4 (略)
	(専門部会等)	(専門部会等)	(専門部会等)
	(第二十五条) (略)	(第三十一条) (略)	(第三十二条) (略)
	2 最低賃金審議会は、最低賃金の決定又はその改正の決定について調査審議を求められたときは、専門部会を置かなければならない。	2 最低賃金審議会は、第十六条第一項の規定による最低賃金の決定又はその改正の決定について調査審議を求められたときは、専門部会を置かなければならない。	2 最低賃金審議会は、第十六条第一項の規定による最低賃金の決定又はその改正の決定について調査審議を求められたときは、専門部会を置かなければならない。

4 第二十九条第一項及び第四項並びに前条の規定は、専門部会について準用する。

5 最低賃金審議会は、最低賃金の決定又はその改正若しくは廃止の決定について調査審議を行う場合においては、厚生労働省令で定めるところにより、関係労働者及び関係使用者の意見を聴くものとする。

6 (略)

(政令への委任)

第二十六条 (略)

第四章 雜則

(援助)

第二十七条 (略)

(調査)

第二十八条 (略)

(報告)

第二十九条 (略)

(職権等)

第三十条 第十条第一項、第十二条、第十五条第二項及び第七条に規定する厚生労働大臣又は都道府県労働局長の職権は

4 第二十九条第一項及び第四項並びに前条の規定は、専門部会について準用する。

5 最低賃金審議会は、第十六条第一項の規定による最低賃金の決定又はその改正若しくは廃止の決定について調査審議を行いう場合においては、厚生労働省令で定めるところにより、関係労働者及び関係使用者の意見を聴くものとする。

6 (略)

(政令への委任)

第三十二条 (略)

第五章 雜則

(援助)

第三十三条 (略)

(調査)

第三十四条 (略)

(報告)

第三十五条 (略)

(職権等)

第三十六条 第十一条、第十三条、第十六条第一項及び第十七条に規定する厚生労働大臣又は都道府県労働局長の職権は

、二以上の都道府県労働局の管轄区域にわたる事案及び一の都道府県労働局の管轄区域内のみに係る事案で厚生労働大臣が全国的に関連があると認めて厚生労働省令で定めるところにより指定するものについては、厚生労働大臣が行い、一の都道府県労働局の管轄区域内のみに係る事案（厚生労働大臣が行い、一の都道府県労働局の管轄区域内のみに係る事案を除く。）については、当該都道府県労働局長が行う。

2 厚生労働大臣は、都道府県労働局長が決定した最低賃金が著しく不適当であると認めるときは、その改正又は廃止の決定をなすべきことを都道府県労働局長に命ずることができる。

3 厚生労働大臣は、前項の規定による命令をしようとするときは、あらかじめ中央最低賃金審議会の意見を聴かなければならぬ。

4 第十条第二項の規定は、前項の規定による中央最低賃金審議会の意見の提出があつた場合について準用する。

（労働基準監督署長及び労働基準監督官）

第三十一条 （略）

（労働基準監督官の権限）

第三十二条 （略）

2・3 （略）

第三十三条 （略）

は、二以上の都道府県労働局の管轄区域にわたる事案及び一の都道府県労働局の管轄区域内のみに係る事案で厚生労働大臣が全国的に関連があると認めて厚生労働省令で定めるところにより指定するものについては、厚生労働大臣が行い、一の都道府県労働局の管轄区域内のみに係る事案（厚生労働大臣の職権に属する事案を除く。）については、当該都道府県労働局長が行う。

2 厚生労働大臣は、都道府県労働局長が決定した第十六条第一項の規定による最低賃金が著しく不適当となつたと認めるときは、その改正又は廃止の決定をなすべきことを都道府県労働局長に命ずることができる。

3 第十五条の規定は、厚生労働大臣が前項の規定による命令をしようとする場合について準用する。

（労働基準監督署長及び労働基準監督官）

第三十七条 （略）

（労働基準監督官の権限）

第三十八条 （略）

2・3 （略）

第三十九条 （略）

(監督機関に対する申告)

第三十四条 労働者は、事業場にこの法律又はこれに基づく命令の規定に違反する事実があるときは、その事実を都道府県労働局長、労働基準監督署長又は労働基準監督官に申告して是正のため適当な措置をとるように求めることができる。

- 2 使用者は、前項の申告をしたことを理由として、労働者に対し、解雇その他不利益な取扱いをしてはならない。

(船員に関する特例)

第三十五条 第六条第二項、第二章第二節、第十六条及び第七条の規定は、船員法（昭和二十二年法律第百号）の適用を受ける船員（以下「船員」という。）に関しては、適用しない。

- 2 船員に関しては、この法律に規定する厚生労働大臣、都道府県労働局長若しくは労働基準監督署長又は労働基準監督官の権限に属する事項は、国土交通大臣、地方運輸局長（運輸監理部長を含む。）又は船員労務官が行うものとし、この法律中「厚生労働省令」とあるのは「国土交通省令」と、第三条中「時間」とあるのは「時間、日、週又は月」と、第七条第四号中「軽易な」とあるのは「所定労働時間の特に短い者、軽易な」と、第十九条第二項中「第十五条第二項」とあるのは「第十五条第二項並びに第三十五条第三項及び第七項」と、「同条第二項及び第十七条」とあるのは「第十五条第二項及び第三十五条第七項」と、第三十条第一項中「第十一条第

一項、第十二条、第十五条第二項及び第十七条」とあるのは
「第十五条第二項並びに第三十五条第三項及び第七項」と、
「都道府県労働局の管轄区域」とあるのは「地方運輸局又は
運輸監理部の管轄区域（政令で定める地方運輸局につては
、運輸監理部の管轄区域を除く。）」と読み替えるものとする。

3

国土交通大臣又は地方運輸局長（運輸監理部長を含む。）
は、賃金の低廉な船員の労働条件の改善を図るため、船員の
生計費、類似の船員の賃金及び通常の事業の賃金支払能力を
考慮して必要があると認めるときは、船員中央労働委員会又
は船員地方労働委員会（以下「船員労働委員会」という。）
の調査審議を求め、その意見を聴いて、船員に適用される特
定最低賃金の決定をすることができる。

4

第十条第二項及び第十二条の規定は、前項の規定による船
員労働委員会の意見の提出があつた場合について準用する。
この場合において、同条第二項中「地域」とあるのは、「事
業若しくは職業」と読み替えるものとする。

5

国土交通大臣又は地方運輸局長（運輸監理部長を含む。）
は、第三項の決定をする場合において、前項において準用す
る第十一条第二項の規定による申出があつたときは、前項に
おいて準用する同条第三項の規定による船員労働委員会の意
見に基づき、当該特定最低賃金において、一定の範囲の事業
について、その適用を一定の期間を限つて猶予し、又は最低
賃金額について別段の定めをることができる。

6

第十条第二項の規定は、前項の規定による船員労働委員会

の意見の提出があつた場合について準用する。

7

国土交通大臣又は地方運輸局長（運輸監理部長を含む。）は、第十五条第二項又はこの条第三項の規定により決定された船員に適用される特定最低賃金について、船員の生計費、類似の船員の賃金及び通常の事業の賃金支払能力を考慮して必要があると認めるときは、その決定の例により、その改正又は廃止の決定をすることができる。

8

船員職業安定法（昭和二十三年法律第百三十号）第八十九条第一項に規定する乗組み派遣船員については、その船員派遣の役務の提供を受ける者の事業又はその船員派遣の役務の提供を受ける者に使用される同種の船員の職業について特定最低賃金が適用されている場合には、当該特定最低賃金において定める最低賃金額により第四条の規定を適用する。

（船員に関する特例）

第四十条 船員法（昭和二十二年法律第百号）の適用を受ける船員（以下「船員」という。）に関しては、この法律に規定する厚生労働大臣、都道府県労働局長又は労働基準監督官の権限に属する事項は、国土交通大臣、地方運輸局長（運輸監理部長を含む。）又は船員労務官が行うものとし、この法律中「厚生労働省令」とあるのは「国土交通省令」と、「都道府県労働局の管轄区域」とあるのは「地方運輸局又は運輸監理部の管轄区域（政令で定める地方運輸局にあつては、運輸監理部の管轄区域を除く。）」と読み替えるものとする。

第三十六条 船員に関しては、この法律に規定する最低賃金審議会の権限に属する事項は、船員労働委員会が行う。

第三十七条 (略)

2 船員労働委員会は、最低賃金の決定又はその改正の決定について調査審議を求められたときは、最低賃金専門部会を置かなければならぬ。

3 (略)

4 第二十五条第三項の規定は、最低賃金専門部会について準用する。

5 第二十五条第五項及び第六項の規定は、船員労働委員会について準用する。

(省令への委任)

第三十八条 (略)

第五章 罰則

第三十九条 第二十四条第二項の規定に違反した者は、六月以下

の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

第四十条 第四条第一項の規定に違反した者（地域別最低賃金及び船員に適用される特定最低賃金に係るものに限る。）は、五十万円以下の罰金に処する。

第四十一条 船員に関しては、この法律に規定する最低賃金審議会の権限に属する事項は、船員中央労働委員会又は船員地方労働委員会（以下「船員労働委員会」という。）が行う。

第四十二条 (略)

2 船員労働委員会は、第十六条第一項の規定による最低賃金の決定又はその改正の決定について調査審議を求められたときは、最低賃金専門部会を置かなければならぬ。

3 (略)

4 第三十一条第三項の規定は、最低賃金専門部会について準用する。

5 第三十一条第五項及び第六項の規定は、船員労働委員会について準用する。

(省令への委任)

第四十三条 (略)

第六章 罰則

第四十四条 第五条第一項の規定に違反した者は、一万円以下の罰金に処する。

第四十一条 次の各号の一に該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第八条の規定に違反した者（地域別最低賃金及び船員に適用される特定最低賃金に係るものに限る。）

二 第二十九条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

三 第三十二条第一項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対しても陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

第四十五条 次の各号の一に該当する者は、五千円以下の罰金に処する。

一 第十九条の規定に違反した者

二 第三十五条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

三 第三十八条第一項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対しても虚偽の陳述をした者

第四十二条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、前三条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても各本条の罰金刑を科する。

第四十六条 前二条の違反行為をした者が、法人又は人のために行方した法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者であるときは、その法人又は人に対しても各本条の刑を科する。

改 正 案

現 行

（地域的の一般的拘束力）

第十八条（略）

2(3) (略)

（地域的の一般的拘束力）

第十八条（略）

2(3) (略)

4 第一項の申立てに係る労働協約が最低賃金法（昭和三十四年法律第百三十七号）第十一條に規定する労働協約に該当するものであると認めるときは、厚生労働大臣又は都道府県知事は、同項の決定をするについては、賃金に関する部分に関し、あらかじめ、中央最低賃金審議会又は都道府県労働局長の意見を聽かなければならない。この場合において、都道府県労働局長が意見を提出するについては、あらかじめ、地方最低賃金審議会の意見を聽かなければならない。

（船員労働委員会）

第十九条の十三 船員法（昭和二十二年法律第百号）の適用を受ける船員（特定独立行政法人職員、国有林野事業職員及び日本郵政公社職員を除く。以下この項において同じ。）に関しては、この法律に規定する中央労働委員会、都道府県労働委員会並びに厚生労働大臣及び都道府県知事の行う権限は、それぞれ船員中央労働委員会、船員地方労働委員会及び国土交通大臣が行うものとする。この場合において、第十八条第四項の規定は、

船員については、適用しない。

（船員労働委員会）

第十九条の十三 船員法（昭和二十二年法律第百号）の適用を受ける船員（特定独立行政法人職員、国有林野事業職員及び日本郵政公社職員を除く。以下この項において同じ。）に関しては、この法律に規定する中央労働委員会、都道府県労働委員会並びに厚生労働大臣及び都道府県知事の行う権限は、それぞれ船員中央労働委員会、船員地方労働委員会及び国土交通大臣が行うものとする。この場合において、第十八条第四項の規定は、

2
～
5

(略)

2
～
5

(略)

三 厚生労働省設置法（平成十一年法律第九十七号）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（中央最低賃金審議会）	（中央最低賃金審議会）
第十二条 中央最低賃金審議会については、最低賃金法（昭和三十四年法律第二百三十七号。これに基づく命令を含む。）の定めるところによる。	第十二条 中央最低賃金審議会については、最低賃金法（昭和三十四年法律第二百三十七号。これに基づく命令を含む。）及び労働組合法（昭和二十四年法律第二百七十四号）の定めるところによる。
第三十一条 中央労働委員会については、労働組合法（昭和二年法律第二百七十四号）、労働関係調整法（昭和二十一年法律第二十五号）及び特定独立行政法人等の労働関係に関する法律（昭和二十三年法律第二百五十七号）並びにこれらに基づく命令の定めるところによる。	第三十一条 中央労働委員会については、労働組合法、労働関係調整法（昭和二十一年法律第二十五号）及び特定独立行政法人等の労働関係に関する法律（昭和二十三年法律第二百五十七号）並びにこれらに基づく命令の定めるところによる。

最低賃金法の一部を改正する法律案参考条文

最低賃金法の一部を改正する法律案 参照条文 目次

- 最低賃金法（昭和三十四年法律第二百三十七号） 1
- 職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号） 2
- （労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律
昭和六十年法律第八十八号） 3
- 船員法（昭和二十二年法律第二百号） 3
- 船員職業安定法（昭和二十三年法律第二百三十号） 3

最低賃金法の一部を改正する法律案参考条文

○最低賃金法（昭和三十四年法律第二百三十七号）（抄）

（最低賃金の効力）

- 第五条 使用者は、最低賃金の適用を受ける労働者に対し、その最低賃金額以上の賃金を支払わなければならない。
- 2 最低賃金の適用を受ける労働者と使用者との間の労働契約で最低賃金額に達しない賃金を定めるものは、その部分については無効とする。この場合において、無効となつた部分は、最低賃金と同様の定をしたものとみなす。
- 3 次に掲げる賃金は、前二項に規定する賃金に算入しない。
- 一 一月をこえない期間ごとに支払われる賃金以外の賃金で厚生労働省令で定めるもの
 - 二 通常の労働時間又は労働日の賃金以外の賃金で厚生労働省令で定めるもの
 - 三 当該最低賃金において算入しないことを定める賃金
- 4 第一項及び第二項の規定は、労働者がその都合により所定労働時間若しくは所定労働日の労働をしなかつた場合において、労働しなかつた時間又は日に対応する限度で賃金を支払わないことを妨げるものではない。

（最低賃金審議会の意見に関する異議の申出）

- 第十六条の二 厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、前条第一項の規定による最低賃金審議会の意見の提出があつたときは、厚生労働省令で定めるところにより、その意見の要旨を公示しなければならない。
- 2～5 （略）

（委員）

- 第二十九条 委員は、政令で定めるところにより、厚生労働大臣又は都道府県労働局長が任命する。
- 2・3 （略）
- 4 委員は、非常勤とする。

（会長）

- 第三十条 最低賃金審議会に会長を置く。
- 2 会長は、公益を代表する委員のうちから、委員が選舉する。

- 3 会長は、会務を総理する。
4 会長に事故があるときは、あらかじめ第二項の規定の例により選挙された者が会長の職務を代理する。

(専門部会等)

第三十一条 (略)

- 2 (略)
3 専門部会は、政令で定めるところにより、関係労働者を代表する委員、関係使用者を代表する委員及び公益を代表する委員各同数をもつて組織する。
4・5 (略)
6 最低賃金審議会は、前項の規定によるほか、審議に際し必要と認める場合においては、関係労働者、関係使用者その他の関係者の意見を聞くものとする。

(報告)

第三十五条 厚生労働大臣及び都道府県労働局長は、この法律の目的を達成するため必要な限度において、厚生労働省令で定めるところにより、使用者又は労働者に対し、賃金に関する事項の報告をさせることができる。

(労働基準監督官の権限)

第三十八条 労働基準監督官は、この法律の目的を達成するため必要な限度において、使用者の事業場に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査し、又は関係者に質問をすることができる。

2・3 (略)

○職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）（抄）

(都道府県知事による職業訓練の認定)

第二十四条 都道府県知事は、事業主等の申請に基づき、当該事業主等の行う職業訓練について、第十九条第一項の厚生労働省令で定める基準に適合するものであるとの認定をすることができる。ただし、当該事業主等が当該職業訓練を的確に実施することができる能力を有しないと認めるときは、この限りでない。

2・4 (略)

○労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号）（抄）

（労働基準法の適用に関する特例）

第四十四条 労働基準法第九条に規定する事業（以下この節において単に「事業」という。）の事業主（以下この条において単に「事業主」という。）に雇用され、他の事業主の事業における派遣就業のために当該事業に派遣されている同条に規定する労働者（同居の親族のみを使用する事業に使用される者及び家事使用人を除く。）であつて、当該他の事業主（以下この条において「派遣先の事業主」という。）に雇用されていないもの（以下この節において「派遣先の事業」という。）の派遣就業については、当該派遣中の労働者が派遣されている事業（以下この節において「派遣先の事業」という。）もまた、派遣中の労働者を使用する事業とみなして、同法第三条、第五条及び第六十九条の規定（これらの規定に係る罰則の規定を含む。）を適用する。

256 （略）

○船員法（昭和二十二年法律第百号）（抄）

（船員）

第一条 この法律で船員とは、日本船舶又は日本船舶以外の国土交通省令の定める船舶に乗り組む船長及び海員並びに予備船員をいう。

②・③ （略）

○船員職業安定法（昭和二十三年法律第百三十号）（抄）

（船員法の適用に関する特例等）

第八十九条 派遣就業のために船員法第一条第一項に規定する船舶（以下この条及び次条において単に「船舶」という。）に乗り組む派遣船員であつて、船員派遣の役務の提供を受ける者に雇用されていないもの（以下この条及び次条において「乗組み派遣船員」という。）の派遣就業については、当該船員派遣の役務の提供を受ける者もまた乗組み派遣船員を使用する船舶所有者とみなして、同法第六条の規定により適用される労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第三条及び第五条の規定（これらの規定に係る罰則の規定を含む。）を適用する。

252 （略）

1